

# 手 帳

## 身体障害者手帳

身体に障害のあるかたが、各種のサービスを利用するときに必要な手帳です。

### 【対象者】

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障害があるため、日常生活に制限を受けているかたで、身体障害者福祉法に定める等級区分(巻末参照)のいずれかに該当するかた

### 【障害等級】

障害の程度により1級(重度)から6級(軽度)に認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

### 【申 請】

手帳の交付を受けるには、申請書のほか、次のものがが必要です。

(本人が15歳に満たないときは、その保護者が申請します。)

- ①診断書(所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの)
- ②写真2枚(たて4cm、よこ3cm) ③マイナンバー(個人番号)が分かるもの

※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続きに必要なもの			
	手 帳	診 断 書	写 真 1 枚	マイナンバー (個人番号) が分かるもの
①住所が変わったとき	○			○
②氏名が変わったとき	○			○
③手帳をなくしたり、破損したとき	(○)		○	○
④障害の程度が変わったり、 新たに障害が生じたとき	○	○	○	○
⑤再認定を受けるとき	○	○	○	○
⑥障害がなくなったとき	○			○
⑦障害者本人が死亡したとき	○			

※①市外へ転出(ただし、居住地特例対象施設への入所に伴う転出は除く)の場合、転出先で手続きください。

### 【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL▶059-354-8171 FAX▶059-354-3016

# 療育手帳

知的障害のあるかたに、一貫した指導・助言を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするための手帳です。

## 【対象者】

児童相談所(18歳未満)または障害者相談支援センター(18歳以上)で知的障害と判定されたかた

## 【障害等級】

障害程度により、A(1・2)とB(1・2)に認定され、程度により支援の内容が異なる場合があります。

## 【申請】

手帳の交付を受けるには、申請書のほか、次のものがが必要です。

①写真1枚(たて4cm、よこ3cm) ②マイナンバー(個人番号)が分かるもの

※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続きに必要なもの		
	手 帳	写 真	マイナンバー (個人番号)が分かるもの
①住所が変わったとき	○		
②氏名が変わったとき	○		
③手帳をなくしたり、破損したとき	(○)	○	(○)紛失時のみ
④再認定を受けるとき	○	○	
⑤障害がなくなったとき	○		
⑥障害者本人が死亡したとき	○		

※①市外へ転出(ただし、居住地特例対象施設への入所に伴う転出は除く)の場合、転出先で手続きください。

## 【問合せ】

障害福祉課 管理係(療育手帳の申請手続きに関すること)

TEL▶059-354-8171 FAX▶059-354-3016

障害福祉課 障害福祉係(18歳以上のかたの障害程度の確認(再判定)の予約に関すること)

TEL▶059-354-8527 FAX▶059-354-3016

三重県北勢児童相談所(18歳未満のかたの障害程度の確認(再判定)の予約に関すること)

TEL▶059-347-2030 FAX▶059-347-2056